

フィンランドからミュンヘンに戻って



会員・ヘルシンキ大学大学院法学部博士課程在学中
マックスプランクイノベーション及び競争部門研究所客員研究員

押鴨 涼子

要 約

ミュンヘンでの知財ロースクール MIPLC 及びマックスプランク研究所での客員研究員としての研究経験並びにその後の特許法律事務所勤務経験に加えまして、フィンランドでのヘルシンキ大学大学院法学部博士課程での研究経験及び知財法律特許事務所勤務経験を通じて、ドイツ知財について、ミュンヘン滞在時には見えてこなかったことが見えてくるようになりました。そこで、今回この場をお借りして、ドイツ実務を軸に、日独芬比較知財実務なるものについてご紹介してみようと思います。

目次

1. はじめに
2. 欧州知財アカデミックはドイツから
3. 知財実務 技術編
4. 知財実務 事務編
5. ビジネス文化やメンタリティーなど
6. 日本人弁理士が外国人実務家として過ごすのに適する国とは
7. おわりに

1. はじめに

私は 2009-10 年にミュンヘンのマックスプランク研究所併設の知財ロースクール MIPLC で一年間のプログラムで知財について学び、その後ミュンヘンの特許法律事務所に勤務した経験があります。また 2017 年 6 月からマックスプランク研究所で客員研究員として知財の研究をさせて頂く機会を賜りました。また、「フィンランドとフィンランドの知財事情」でもご紹介させて頂いたように 2014 年よりフィンランドのヘルシンキ大学法学部博士課程に在籍して医薬特許に関する博士論文のための研究に従事し、その傍らで 2015 年 10 月より 2017 年 4 月までヘルシンキの知財法律特許事務所に所属しておりました。

ドイツもフィンランドも国境を接する隣国どうして欧州北部に属します。勤勉といわれることが多い両国ですが、インフラ整備も行き届いており、ネットも通じやすいですし、交通機関も整備されており市内移動も便利で、かつ日常生活を英語で送ることができる点も有り難いです。

このように、数日間の観光レベルや、学術留学滞在レベルでは両国も顕著な違いがなく暮らしやすく思えるのですが、知財実務という特殊な分野に身を置いて過ごすなかでフィンランド滞在中に最初にドイツにいた頃にも見えなかった「ドイツ的」なるものがくっきり見えてきたのには自分でも驚いたくらいです。これはドイツと日本と共有しているものが多数あるからかもしれません。ドイツ知財界につきましては以前、連載「ミュンヘンロースクール日記」にてご紹介していることもありますので、今回は少し視点を変えて、以下、全くの個人的な視点からではありますが、フィンランド滞在時も交えてアカデミックや実務の観点から見えてきたドイツについてご紹介させていただきます。

なお、ここにご紹介するものはあくまでも一個人の視点から得られた知見であり、得られた情報等もつたない英独フィンランド語の範囲での理解に留まるものです。数字や法令等につきましては必ず公式発表や最新情報をご参照下さいますようお願いいたします。

2. 欧州知財アカデミックはドイツから

一口に欧州といっても、欧州大陸の国々は大陸法といわれるようにコモンローの英国とは法体系を全く異にしています。ロースクールでも欧州に関しては英国コモンローと大陸法体系は別々に勉強しました。そんな中であってドイツの現在のマックスプランク研究所イノベーション及び競争部門は伝統的に知財を世界レベルで牽引している研究機関です。そういう泣く子も黙るマックスプランクではあるのですが、所内はアク

タイプなことはもちろん、研究所長をはじめ、皆さん気さくで親切で明るい雰囲気です。このような雰囲気から良質な研究が生まれるのは自明なことだと納得です。

北欧にもノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランドの知財研究者が集うネットワークがあります。歴史的には、スウェーデン王国が北欧を支配し欧州の覇権の一端を担っていた時代の欧州法学界はスウェーデンが牽引していたと北欧人は自負しています。しかし現代の北欧アカデミック人脈の特徴としては、マックスプランク研究所に在籍経験がある重鎮教授が多く、ドイツ人研究者との結びつきも強いです。特に、フィンランド知財研究界は最近までドイツのバイロイト大学と学术交流のプログラムがあり交流が盛んでした。プログラム終了後の現在は北欧ネットワークにドイツも参加することでこの独芬プログラムがフィンランドのみならず北欧全体に拡張された形でドイツと北欧の結びつきがより強くなっています。年に一度各国持ち回りで開催されるこの北欧独ネットワークの国際会議では、博士課程の研究者が自身の研究を発表する機会があるのですが、ここで得られる教授陣からのフィードバックは大変貴重なもので、他の研究者の発表からも得るものがたくさんあります。特にドイツアカデミアの思考や知識の深さには溜飲が下がります。その一因としては、ドイツの知財案件の圧倒的な数の多さや論点の広さ、それに基づく深い思考、また議論好き（議論を厭わない）気質も影響しているのかと思います。

また、私の博士論文のテーマは医薬特許ですが、フィンランドでは他に同じ分野で研究をしている研究者も日本知財に興味がある研究者もおらず議論をする機会がないのが残念でした。しかし、マックスプランク研究所では医薬、バイオ、特許を専攻範囲にしている研究者が多く情報交換ができるのが嬉しく、ランチどきのちょっとした話題からも研究のヒントが得られるこの環境はまさに最高の研究場所といえます。また日本知財を研究テーマの一角に据え置く研究者もあり、日本知財を紹介できることも嬉しい反面、自分の国のことを正確に語れることの重要性も痛感しています。また、純粋なアカデミアの他に各国の弁護士や弁理士等の実務家研究者も客員研究員として在籍しているので、あまりなじみがない国の判例や実務の様子を知ることができるのも素晴らしいことです。

このように、学術研究界と実務界は全く無縁ではないと思いますので、アカデミック界から得た知見も通じて実務界それを取り巻く産業界に目を凝らしてみようと思います。



マックスプランク研究所イノベーション及び競争部門

3. 知財実務 技術編

1) なぜドイツに案件が集中するのか？

フィンランドでは日本の知財のことはほとんど知られていません。自分達を自虐的に欧州の田舎者とよび、他国のことも他人も気にしないさばさばした自分を愛する個人主義の現れとでも言うのでしょうか。しかし、「なぜフィンランドへ日本から案件が来ないのか？」という質問から始まり、「それではなぜ日本はフィンランドに来ないでドイツの代理人に案件を委任するのか？」と、ドイツのことは気になるようです。その解答を考えるにあたっては自分なりに色々考えましたが、一つには日独知財の歴史的なつながりが深いことがあげられると思います。

2) 日独の歴史的な結びつき

重鎮のドイツ代理人に「明治の開国当時の日本はドイツ法をお手本に法律を作り、日本特許法も源流はドイツにあるのだから知財業界で日本人がドイツ人と価値観を共有しているのは当たり前です。」と励まされたことがあります。そういった法制度のルーツ的な観点に加えて、実務的には日独代理人の長い付き合いでお互いに相手の国のやり方に慣れていて、という要素も大きいと思います。日本は日本固有のビジネス文化

が分かりにくい国だと言われます。日本人にとっては煩わしいとも思わない事項が外国目線で見ると「どうしてこんな手続きが必要なのだろう」的なことは多々あり、外国の特許事務所勤務経験のある日本人であれば同僚から「日本やれやれ」的な相談を受けた経験のある方は多いのではないかと思います。それでも、そんな理解不能な「日本やれやれ」を「郷に入れば郷に従え」的観点から日本固有のものを目をつぶり対応してくれることで円滑なコミュニケーションが成立しているということは非常に重要なことで、このような円滑なコミュニケーションを構築して下さった国内外の先人の方々に感謝すべきだと思います。

ところで、国ごとに固有のビジネス文化があり「郷に入れば郷に従え」的観点で処理するのが処理の迅速といった観点からも精神衛生上もベターということが理解されない場合、例えば自分達のやり方を異国でも押し通そうとする場合、仲介者は制御不能状態に陥ります。日本の審査請求を失念した場合の厳しい取り扱いや、欧州で認められた特許権の範囲よりも狭い範囲でしか特許が認められないのは気に入らない、ということによく批判されるのですが、北欧の巨人からはさらに一歩進んで「審査基準を変えてほしい」と言われたことがあります。「日本の実務をよく知っているのだからに連絡して審査基準や法律も変えてくれるかと思った。」という大胆な発想の代理人やスタッフと仕事をするのはある程度の根気と体力が必要です。

3) 日独は産業構成が似ている？

また国の産業構成の要素も大きいかもしれません。自動車産業や製薬業界をはじめとして電気機械化学分野等の産業がまんべんなく発達してきたドイツの産業構造は日本と似ていると思います。また、常に各産業の最先端でしのぎを削って産業界を牽引してきた国という視点でとらえると、産業界と強く結びついている特許業界にも競争が激しい技術分野に経験豊富な代理人が存在し、その知識や実務を次世代に継承することが可能なのでしょう。世界中で技術主導の産業がまんべんなく発達している国は意外に少ないということに気がついたのも、製紙、パルプ、木材や情報通信産業が主要な産業といったフィンランド経験からです。

ところで、私の博士論文の研究テーマは医薬特許に関します。欧州特許庁の審判部の審決には製薬分野のものが多く、また独英は国内法レベルでも製薬特許関

連の判例が多数蓄積されていますし、学术论文も多いです。しかしながら、欧州内で継続的に新薬を供給できる国は英独仏スウェーデンだけです。知財法は産業立法ですから国の産業政策から多分に影響を受けることを鑑みると、国によって産業分野の強弱は異なり、それにより代理人の知識の深さも一定の影響を受けているのかもしれませんが。以前は「専攻分野が医薬の欧州代理人であれば当然に医薬の判例に精通しているだろう」と思っていたのですが、実際に上記の国以外の国で過ごしてみて、欧州の医薬分野の代理人なら誰でも医薬特許に精通しているだろう、という認識は改まりました。強い産業分野があるところ、強い知財人が集まる、とでもいうのでしょうか。

4) ドイツには経験豊富な代理人が多い

日本案件をドイツ代理人が担当するのは経験豊富な優秀な代理人が多いこともあげられます。出願件数に加えてさすがマイスターの国というのでしょうか、ドイツでは弁理士資格を取得するのに数年間に渡り裁判所研修や職場での研修を経た後、職場の上司から資格試験受験の許可を得た後に初めて弁理士資格試験を受験できるといった厳格なシステムが採用されています。一度この弁理士試験受験を終了した友人の試験終了祝パーティーに招待されたことがありましたが、その友人の満面の笑みをみたのも初めてで、弁理士試験はどこも大変なのだな、と思ったこともいい思い出です。日本の弁理士試験もドイツとは試験制度は全く異なるものの、ドイツ知財界では日本の弁理士試験の合格率が低く資格取得が難関であることも知られており、最初のミュンヘン滞在時は合格まで何年かかったか及び合格した年の合格率が話題になることも多かったです。ドイツの弁理士や弁護士からは一人前の実務家として扱って貰えたことが嬉しく、資格取得者に対して尊敬して接するという文化も素晴らしいと思いました。

そのプロフェッショナル意識の高さは資格取得後も維持されているようです。ドイツの職場ではよくランチタイムに部署の同僚で集まりドイツや欧州の興味深い判決審決についてディスカッションをする機会がありましたし、お茶飲み場で同僚と案件や一般的な日欧実務の相違点についてよく話をしました。職場外でもミュンヘン在住の日本人実務家向けに月例セミナーを開催してくれるミュンヘン特許事務所もいくつかあり

貴重な情報源の一つでした。また、欧州特許庁審査官審判官の方々との交流も実務面に加えて法学的思考を養う貴重な機会でした。こういう機会が当たり前にあるのがミュンヘンですが、こんなに知財的に贅沢な街が欧州の他にどこにあるだろうかと思ひ知りました。というわけでミュンヘンに出戻ってきた今はこの貴重な機会をかみしめて毎日を過ごしています。

ところで、夏休みは数週間電気も通っていない夏小屋で思いっきり過ごすのがフィンランド流夏休みの過ごし方なのですが、マックスプランク研究所には夏休みの休暇を利用して研究にくる方々が多いと聞いたときに「へえ、皆研究熱心で真面目だなあ」という反応をしてしまいました。私もフィンランド的思考に染まってしまったかもしれません。日本的・ドイツ的勤勉モードに戻らないと、と気を引き締める思いで過ごしています。



ミュンヘン欧州特許庁本部外観

4. 知財実務 事務編

ドイツ特許実務の特徴は特許事務に関する専門学校があることで、ここでもさすがマイスターの国だと驚きました。例えば大学卒業後や転職により法律特許事務を始める新人は、法律特許事務所に勤務しつつ週に何度か学校に通っています。学校では秘書的業務や年金業務等特許事務実務全般について学び、学校がない日は職場で先輩同僚の指導のもと特許事務に携わるというシステムで、この学校には数年間通うようです。卒業時には特許事務に関する資格認定を受けるとのことです。特許事務実務をどのように座学で学ぶのかについても興味がありましたが、この学校はベテランの方々も代々卒業しているとのことで、独立した教育機関から資格認定を受けたという実績は彼女らのプロフェッショナル魂の拠り所という印象を受けました。

日本の特許事務職の仕事の回し方は、職場ごとに代々構築されてきたもので事務所色が濃い面がありますが、ドイツでも日本でも特許事務職の「ミスをしなさい、ミスを見逃さない所内システムを構築する」といったことにかける熱意は時として涙ぐましいほどで感じ入ります。また、知識の深さに加えて情報更新の迅速さや正確性の点で信頼性が高く、私などは何度助けて頂いたか知りません。「特許事務職のプロ意識の高さ」という点でも日独の目線は概ね同じで仕事もやりやすいのかもしれませんが。

ところで、日本でも在宅勤務の可能性が検討され始めてから随分時間が経過しました。日本やドイツの職場で在宅勤務の話題がでることもありましたが、「特許技術者が在宅勤務で仕事はできても、ダブルチェックが基本の特許事務職に在宅勤務は無理があるのではないか」という点は共通した見解でした。フィンランドでは事務スタッフでも在宅勤務が可能で、各個人にとってはより働きやすい環境にあるのですが、書誌的事項のダブルチェックを行わずしてクリック一つで書類が出て行く点については違和感がある方が多いのではないのでしょうか？この特許事務所特有のリスクマネジメントの意識の点も日独はお互いに仕事がやりやすい要素の一つではないかと考えます。



ミュンヘンの街並

5. ビジネス文化やメンタリティーなど

ドイツ人って、フィンランド人ってどんな国民性ですか？という質問に対する回答は勤務経験から得られたことが多いことに気がつきます。以下、いくつか気がついたことを挙げてみたいと思います。

1) 効率性の哲学

ドイツでもフィンランドでも仕事の効率を高めることに対する意識は高いと思います。日本人には比較的多い残業や休日出勤も「そんなに長時間どうやって効

率性を維持しているのだ？」と問われたり「長時間労働は効率が悪い、仕事ができない」とネガティブに受け止められたりすることすらあります。それではドイツとフィンランドの効率性が同質かという点、集中して働き家族と過ごす時間を確保するという点は共通するものの、その元になる考え方は両者では異なることに気がつきました。

ドイツの効率性はクライアント目線というか、クライアントに無駄な作業による課金をしない、クライアントが被害を被るようなミスをしなさい、という目線で無駄が省かれ、かつ危機管理的にも効率的なシステムが構築されているように思います。特許事務職にチームワークによる協同性を感じるのとは日本と同様です。フィンランド人は自分を愛でる、とはこちらの友人の言葉ですが言い得て妙、というわけで私の観察からすると、フィンランドの効率性は自分目線という点、勤務時間内に仕事を終わらせるため、家族と過ごす時間を大切にすることの効率性という雰囲気を感じます。個人主義のお国柄ということもあり、職場の同僚もそれぞれ自分の生活やプライベートがある、という点では他人を尊重していますし、ダブルチェックも他人の案件に出しゃばってはいけない、という感覚があるのかもしれない。従業員は休暇を取得できなければならない、という国の政策の元では部署全員が同じ時期に休暇で不在という状況も致し方ないのです。

一口に効率性といっても背後には様々な思想があり、その思想が体現された行動は各々異なります。特に危機管理が重要な要素である特許業務という観点からは、ただ単に効率性を高めるのではなく、危機管理も含めて、どのように効率性を高める働き方ができるか、という点に留意することが必要だと気がつきました。「危機管理能力も高める効率性」という点から働き方を考えることは我々日本人にとっても重要ではないでしょうか。

2) 考えてから動く？動き始めてから考える？

ドイツ人同僚が「ドイツ人は何かを決めるまでは議論を尽くすけれど、目標を決定した後はその目標を達成するために一心不乱に走る。」というのに対してフィンランド人同僚が「フィンランド人は取り敢えず始めてみて、不具合があったら調整しながら進む。」と全くアプローチが異なるのも面白いなと思ったことの一つです。

あるプロジェクトに参加してフィンランド商標法を少し紐解いたことがありましたが、条文はシンプルでほとんど例外規定がありません。「こういう場合はどう対応するのか」的なことを特許庁に問い合わせたところ、そんな細かいことは誰も問い合わせたことはなかったし、問題になった場合はそのときに調整する、という回答で、これはまさしくフィンランド流だと思いました。

その反面、普段は冗談ばかりで気さくなドイツ人の友人が、異議申立の口頭審理にて進歩性に関連する主張など技術的課題を論理的思考でもってスキなく展開していく様子は圧巻でほれほれするほどです。またこういう人達を絶対に敵に回してはいけないという畏怖感すら感じます。

このように、どちらの考え方も一理あるし好みの問題もあるのですが、私は前者タイプなのでドイツ人と仕事をする方が安定感を感じてやりやすかったです（ということもドイツで働いていた時にははっきりとは意識していなかったのですが）。

3) 北欧の巨人かゲルマン魂か

ドイツ人は議論好きで、とりわけミュンヘンのあるバイエルンの人はフレンドリーかつ素朴で外向的だと思います。何かの資料に日本人やフィンランド人は衝突を避ける傾向にあるが、ドイツ人は衝突を恐れないということが書いてあり、その通りだと感じます。以前、日本人の代理人の方から「フィンランドからはメールの返事が来ない」と相談されたことがあります。内向的、かつ個人主義で他人を意に介さない強い個性もコミュニケーションが取りにくい面で問題かとも感じます（世代間の相違もあるようで、あと20年ほどしたら雰囲気も随分変わっていることだろうと思います）。その点、ドイツ人は意見が対立しても議論を尽くすことに注力し、さばさばして、後腐れがない、ということで論理的な思考能力も高く議論慣れしているのだと思います。そして、ストイックに目的を完遂しようとするその粘り強さを私は密かにドイツ知財人のゲルマン魂とよんでいるのですが、特に畳み掛けるような論理展開にほれほれするのは上記の通りです。

4) 国際人とは

2015年3月にヘルシンキ大学講堂でメルケル首相

と当時のフィンランド首相と対談をするという企画があり幸運にも聴講することができました。対談の主要なテーマはウクライナ問題に関するEUの連携についてでしたが、対談の最後にメルケル首相がフィンランド人に向けたはなむけの言葉が「国際人たれ」という言葉でした。自分なりにこの言葉の意味をかみ砕いて、「この世界には自分が属するグループと価値観が異なる人々やグループが存在することを理解し（異文化の存在の認識）、異文化があるということを受け入れ（異文化の受容）、自分が属する文化との共存の方法を考える（歩み寄り）」ことと考えました。ドイツ（西ドイツ）は東西分裂の時代に不足した労働力を補うためにトルコ等から労働者をGastarbeiter（ガスタルバイター；外国人労働者を示しますが直訳すれば「招聘労働者」という言葉を使って奨励した歴史があり、定住した移民は今ではドイツ人口の一割程度となっているようです。もちろん昨今の難民受入問題も含めてドイツにも様々な問題はありますが、「異文化を受容する」ところにドイツの懐の深さを感じます。この「国際人」というのはただ単に外国語（コミュニケーションツールとして、特に英語）が得意であればいい、ということではなく、「他人を理解する」ということがその根源があるのではないかと考えますし、そういう視点は世界共通かと考えます。



ドイツ最高峰の Zug Spitze でアルプスを眺めながら頂くドイツのビールとソーセージは最高です。

6. 日本人弁理士が外国人実務家として過ごすのに適する国とは

今回の特集のタイトルが「海外で活躍する弁理士」ということで、読者の方々にはこれから海外経験を積みたいと考えている方もいらっしゃるかもしれません。そういうの方々にとっては、日本人弁理士が活躍で

きる国かどうかという点も重要です。日々の業務に加えて、いやそれ以上に、外国人としてなるべくストレスを抱えずに暮らしていくことができるという外国人の基本的な人権がどの程度尊重されているのかといった観点は最も重要かもしれません。外国で暮らすには、経済的な基盤、医療を受けられる体制に加えて合法的に滞在することが重要です。経済面は契約時の各自の勤務経験や年齢等の要素で左右されると思います。そこで、ここでは医療保険制度と滞在許可について感じたことを書いてみたいと思います。

1) 医療保険制度

病気が怪我になったときにきちんとした医療を受けられるかといった点は医療費用も含めて契約時に確認すべき重要ポイントの一つです。この点、ドイツでは、契約時に明示されましたし、担当の同僚も懇切丁寧に説明してくれましたので大まかなシステムの流れも把握することができました。外国人とドイツ人同僚の間に区別もなかったですし実際に風邪を引いて休みを頂いたときの手続きもスムーズでした。日本に暮らしていると当たり前で何の問題もないように思えるこのようなことが有り難く大変恵まれたものだということに認識したのはヘルシンキ生活においてでした。

まず、ヘルシンキの職場との勤務契約が「職場からは医療費は一切支払わない」というもので、医療についても特に説明もなく、これは衝撃でした。フィンランド人同僚には「そんなわけがない。」と逆に信じてもらえないようでしたので、これは私（外国人）だけの特例だったようです。その他にも驚くべきこともありましたがこのような残念な処遇になってしまったのも、この国が外国人慣れしていないという背景があるのかもしれません。先日フィンランドの医療制度は世界第一位と発表され、ドイツはその世界ランキングではもう少し順位が低かったようです。しかし、私はドイツで外国人を理由に差別されたといことはなかったですし、私の周囲のドイツ在住の外国人からも外国人を理由に差別されたという話を聞いたことはなかったです。この実体験を通して、「国際人化」の進み具合という視点の他に国の制度理念がいくら素晴らしくても実際に制度がうまく適用されなければ何の意味もない、ということも実感しました。

また、私にドイツの社会システムについて色々と教えてくれたドイツ人同僚は、今の社会福祉制度も昔の

労働者が苦勞して勝ち取った制度だ、と誇らしげに語っていたことを思い出しました。自国に対する誇りをもつこと、市民が誇りを持つに値する制度があるということも素晴らしいことです。

2) 滞在許可

滞在許可は外国で合法的に生活するのに欠かすことのできないとても重要なもので、期限徒過を含めてその取り扱いを決しておろそかにしてはいけないというのは外国で暮らす者の共通認識だと思います。といってもその手続きは申請書を記入し、写真を含む必要書類を揃え、料金を振り込むといったものでドイツもフィンランドも手数料額以外はその手順に大差はありません(ちなみに料金はドイツは45ユーロで3年間有効、フィンランドは400 - 600ユーロで有効期限は1年)。フィンランドでは自分で手続きをしましたが、担当者が外国人慣れしておらず、外国人にとっての滞在許可の重要性が理解されなかったため、職場からの協力が得られず、滞在許可通知まで8ヶ月も待たされました。ドイツの職場では滞在許可の重要性を理解して下さっており、上司主導で申請書類等必要書類一式を準備して下さり、移民局へ申請書類を提出する日もドイツ人の同僚と一緒にきてくれるなど万事滞りなく滞在許可もスムーズにありました。

ところで、滞在許可申請をしているうちに滞在許可期限が失効してしまうと色々面倒です。まず国外に出て戻るときに入国拒否されてもおかしくありません。私は日本出張等の予定もあり、万が一の場合に備えて予め登録局に出入国時に必要な書類は交付してもらっていたので入国拒否の憂き目に遭うことはありませんでした。しかし成田空港でのチェックイン時には毎回事情を説明しなければならず、さらにフィンランド語で書かれた書類を見せても日本人スタッフには読めず、場合によっては搭乗拒否されてもおかしくない状況ではありました。

日本でもどこでも勤務は気を遣うことが多く、それ以外の生活面ではストレスを回避して過ごすことができるのが理想です。そういう意味では周囲の理解があり、外国人という差別区別も感じずに過ごせる環境はありがたいことです。

7. おわりに

私が最初にミュンヘンに滞在していた頃は、職場や

日常生活の様々な局面に関する感覚にさほど違和感を感じることがなく、それがドイツの有り難さであることも感じることなく平易に毎日を過ごすことができました。言葉も文化も異なる外国で「何ら問題なく毎日を過ごす」ことがどれだけ恵まれたものであるかを実感できたのは上記のようにフィンランド暮らしあってこそ、でフィンランドに過ごしてみてドイツの好感度がより高まったのでした。一方、北欧諸国は高度な社会福祉政策が知られており、OECDの統計などでも世界一住みやすい国等幸福度が高い国々といわれています。フィンランドは暮らしやすさ世界第一位、優れた医療制度の国世界第一位、女性が働きやすい国世界第一位等生活の質も豊かなイメージが強く、そこで生活をしていることについて羨ましがられることも多いです。しかしながら、フィンランドで勤務してみて感じたのは、実はそれほど人々が幸せそうには見えなかったということです。逆に外国人がフィンランドを素晴らしいと思う理由を教えてほしいといわれたことは多々ありました。ミュンヘンに滞在し始めたのはリーマンショックさめやらぬ2009年でしたが、当時のミュンヘンの方が活気溢れていたというのが私の個人的な印象です。私が住まう世界が知財という特殊な世界という要素もあるのかもしれませんが。

ところで、最近は海外在住の日本人弁理士もかなり増えてきたように感じます。海外で活躍する実務家のお仲間の方々が増えるのはとても嬉しいですし、励みにもなります。「ミュンヘンロースクール日記」執筆後ミュンヘンに来られた実務家の方々からも記事を参考にして下さった等の温かいお言葉をたくさん頂きその反響の大きさに驚いたことも事実です。しかしミュンヘンに滞在した経験がある方からは「あなたは良いことばかり書いている。もちろん嘘ではないだろうが」「きっと辛い思いをすることもあったでしょうがそういうことは書いていませんね。でもあなたの記事を鵜呑みにしてミュンヘンを夢の国だと勘違いする人もいるかもしれませんね。」という意見も頂戴しました。どの国に滞在するのかは滞在する目的や状況にもよるのですが、今回、外国、欧州といっても様々な国があり、実情がイメージとは一致しないこともあるということを経験からご紹介してもいいのではないかと、思いました。何かのご参考になりましたら幸いです。(完)

(原稿受領 2017. 6. 12)